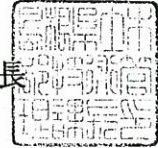




技 第 4 7 9 号  
平成 1 9 年 2 月 1 日

中国地質調査業協会島根県支部長 様

島根県土木部技術管理課長



業務委託特記仕様書の一部改定について（通知）

このことについて、下記のとおり業務委託特記仕様書を一部改定しましたので、参考までにお知らせします。

記

1 改定内容

- ・地質・土質調査業務における標準貫入試験について  
調査の重要度に応じ JIS の本則適用（ただし書きを適用しない。）を原則化することとした。

2 適 用

平成 1 9 年 2 月 1 日から入札通知（公告）する業務委託

3 当該特記仕様書条文

別添のとおり

「設計・測量・調査等業務特記仕様書」への標準貫入試験自動記録装置  
に関する条文追加について

「  
第8条 地質・土質調査業務における標準貫入試験

当業務に標準貫入試験が計上され、かつ、下記に該当するとき当該試験は、打撃1回ごとに  
累計貫入量を測定することを原則とする。これにより難しい場合は監督職員と協議すること。

参考 打撃1回ごとに累計貫入量を記録するには、一般には自動記録装置を使用する。

(本原則はJIS A1219の本則(ただし書きを適用しない。)によるものである。)

記

- 1 橋台、橋脚、擁壁等の重要構造物の支持力を測定する場合。
- 2 杭基礎で、地盤反力係数が問題となる場合。
- 3 地すべり調査で、相対的強度が重要(標準貫入試験が必要)な場合。

現行第8条以降条文を繰り下げる